

福山市汚泥再生処理センター基幹的設備改良工事に
伴う発注支援等業務委託

仕様書

2026年（令和8年）5月

福山市

第1章 総則

第1節 業務目的

本業務は、福山市（以下「本市」という。）所管の汚泥再生処理センター（以下「本施設」という。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定に基づく本施設の精密機能検査を行うとともに、本施設の各設備が老朽化していることから、今後の本施設の延命化を図ることを目的として施設の長寿命化総合計画を策定するものである。

第2節 業務内容

業務名称：福山市汚泥再生処理センター基幹的設備改良工事に伴う発注支援等業務委託

業務場所：福山市箕沖町107番地2

業務期間：契約締結日から2028年（令和10年）3月31日まで

施設の概要：

施設名称	福山市汚泥再生処理センター
竣工年月日	2013年（平成25年）3月
処理方式 水処理方式 資源化方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 助燃剤化方式
処理能力	200kL/日

1 基本設計業務（2026年度（令和8年度）提出分）

基本設計業務は、基幹的設備改良工事を実施する上での事業条件を定めるとともに、事業者から徴収した見積提案図書の技術審査及び評価を行い、発注条件及び要求水準書（案）を取りまとめることを目的とする。

2 アドバイザリー業務

アドバイザリー業務は、実施事業者の選定にあたって必要となる発注・契約事務等に関する支援を行うことを目的とする。なお、実施事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式にて実施する予定である。また、第3章第4節までは2026年度（令和8年度）に提出するものとする。

第3節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が計画している「福山市汚泥再生処理センター基幹的設備改良工事に伴う発注支援等業務委託」に適用するもので、受注者は、本仕様書に明記のない事項であっても業務遂行上必要と考えられることについては、本市・受注者協議の上決定し、行うものとする。

第4節 管理技術者及び照査技術者

1. 受注者は、本業務を実施するに当たり、管理技術者及び照査技術者を定め、その名前を本市に報告するものとする。また、両技術者を変更したときも同様に報告するものとする。
2. 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の全般にわたり技術的管理を行う。照査技術者は、作成された成果物が基準や品質を満たしているか技術的な観点から検証するものとする。
3. 配置する管理技術者及び照査技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）における技術部門の中で、衛生工学部門（選択科目「廃棄物・資源循環」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目「衛生工学一般」及び「廃棄物・資源循環」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者、又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の登録部門の中で、「廃棄物」部門での登録を受けている者であること。
4. 配置する管理技術者及び照査技術者の双方で次の条件を満たすこととする。
 - ・汚泥再生処理センターの新設又は基幹的設備改良工事の基本設計業務に従事した経験を有する者。
 - ・DBO事業、又はDB+O方式による施設整備事業、又は長期包括的運営委託事業に係る運営事業者の選定支援業務に従事した経験を有する者。
5. 本業務において、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。また、両技術者とも受注者と雇用関係のある正社員とする。
6. 業務の円滑な推進を図るため、本市・受注者は、常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い、支障のないようにする。
7. 業務の途中において、本市が報告を求めたときは、受注者はただちに報告を行う。

第5節 担当技術者

受注者は、次の担当技術者を配置すること。

1. 基本設計業務担当技術者
2. アドバイザリー業務担当技術者

第6節 関係法令等の遵守

受注者は、関係諸法令等（例規、告示、命令等を含む。）に違反しないよう業務の遂行に当たるとともに、遂行上必要となる手続きがある場合には遅滞なく行い、これに関する費用は受注者の負担とする。

第7節 貸与資料

本業務を実施する上で必要な資料は、本市がこれを受注者に貸与するものとする。

貸与された資料について、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うものとし、不要となった場合は、直ちに返却すること。

第8節 秘密の保持

受注者は、本業務上で知り得た事項については、その一切を他に漏らしてはならない。

第9節 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、本市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

1. 業務実施計画書
2. 業務工程表
3. 管理技術者及び照査技術者選任通知書（担当技術者含む）
4. 協議議事録
5. 業務委託完了通知書
6. 成果品
7. 請求書

第10節 業務計画

1. 受注者は、本業務の実施に当たっては、契約日から2週間以内に「業務実施計画書」を本市に提出し、かつ、その内容を説明して本市の承諾を得なければならない。なお、業務実施計画書の様式は、協議の上定めることとする。
2. 受注者は、業務計画の変更を行う場合は、その必要が生じたときからできるだけ速やかに本市に報告し、本市の承諾を得なければならない。

第11節 関係官公署等との折衝

1. 本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合については、協議の上対応するものとする。
2. 受注者は、本業務遂行の進捗状況その他必要事項について、適宜本市に報告すること。
3. 本業務に必要な諸手続きは、受注者が行うものとする。

第12節 業務の打合せ

本業務期間中、受注者は、本市と緊密な連絡を保ち作業するとともに、その都度議事録を2部作成し、本市の承認を得るものとする。また、議事録は、双方各1部を保管するものとする。なお、配置する管理技術者は必ず打合せ及び協議に出席するものとする。

第13節 疑義

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、協議の上、業務を遂行するものとする。

第14節 成果品

1. 報告書等は、原則としてA4とする。
2. 報告書等の提出部数は、次のとおりとする。

1) 報告書	3部
2) 概要資料	3部
3) 打合せ記録簿	一式
4) その他発注者が指示するもの	一式
5) 上記の電子データ	1部

上記 5)については、ウイルス対策を実施した上で、「平成29年度 福山市電子納品実施要領[土木委託編]」に準じて、各業務段階の最終成果を電子データで納品するものとする。

第15節 審査

受注者は、業務完了時に本市の審査を受けなければならない。

第16節 成果品の瑕疵

本業務において作成した成果品等は、本市に帰属するものとし、受注者は、本市の許可なく使用してはならない。

第2章 基本設計業務（2026年度（令和8年度）提出分）

第1節 業務の目的

基本設計業務は、基幹的設備改良工事を実施する上での事業条件を定めるとともに、事業者から徴収した見積提案図書の技術審査及び評価を行い、発注条件及び要求水準書（案）を取りまとめることを目的とする。

第2節 事業条件の検討

基幹的設備改良工事を実施する上で必要となる次の条件について検討を行うものとする。また、検討に際しては、効率化、合理化及びコストの平準化を図るとともに、環境保全への影響等も考慮すること。

- 1) 事業範囲（工事範囲、運営・維持管理業務範囲、リスク分担等）
- 2) 事業期間
- 3) 事業スキーム（施設整備内容、事業方式、条件整理等）
- 4) 実施事業者募集・選定方法
- 5) 実施事業者募集選定スケジュール
- 6) 施設の受電（特別高圧又は高圧）
- 7) その他必要となる事項

第3節 見積仕様書等の作成

事業条件で検討した内容に基づき、事業者からの見積提案図書の徴集に必要な見積仕様書、添付資料及び調査書類の作成を行うものとする。

作成した見積仕様書に基づき事業者への依頼を行い、見積書、見積提案図書を徴集すること。また、その際の事業者からの質疑対応も行うものとする。

第4節 技術審査

事業者から提出された見積提案図書の整理を行うとともに、要求する水準の確認等の技術的な審査を行うものとする。また、必要に応じて事業者へのヒアリングを実施し、改善が必要な場合は見積提案図書の修正版の徴集も行うものとする。

第5節 要求水準書（案）の作成

技術審査の検討内容を踏まえ、要求水準書（案）を作成すること。要求水準書（案）は、当市の意向を反映した施設の整備（設計・建設）事業に関する条件及び運営・維持管理に関する条件を整理すること。また、必要となる添付資料も作成すること。

第3章 アドバイザリー業務

第1節 業務の目的

アドバイザリー業務は、実施事業者の選定にあたって必要となる発注・契約事務等に関する支援を行うことを目的とする。なお、実施事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式にて実施する予定である。また、第4節までは、2026年度（令和8年度）に提出するものとする。

第2節 実施方針の公表等に関する支援

1) 実施方針の作成

基本設計業務の検討内容を踏まえ、実施方針を作成すること。また、公表した実施方針について修正が必要となった場合、その修正も行うものとする。

2) 実施方針等の公表資料の作成

実施方針の公表にあたっての必要な様式集や補足資料等を作成すること。

3) 質疑・意見の整理と回答書（案）の作成

当市が公表した実施方針及び要求水準書（案）等に対する事業者からの質疑・意見を整理し、回答書（案）を作成すること。

第3節 特定事業の選定に関する支援

過年度業務（導入可能性調査業務）の検討結果や、基本設計業務の検討結果を踏まえ、本業務を実施するにあたり、次の要件を取りまとめた特定事業の選定結果を作成すること。

1) 事業の内容

2) 事業の評価（定量的評価・定性的評価等）

3) 公表用資料の作成

4) その他必要な項目

第4節 実施事業者の募集・選定・契約等に関する資料作成

当該事業の実施事業者選定に係る入札公告に必要な次の資料の作成を行うこととする。資料の作成においては、添付資料1で示す選定の流れで生じる修正対応も適宜行うものとする。

1) 入札説明書等の作成

実施方針に対する質疑・意見の内容を踏まえ、本事業への実施事業者募集を行ううえで必要となる項目を検討し、入札説明書等を作成すること。

2) 要求水準書の作成

要求水準書（案）に対する質疑・意見の内容を踏まえ、事業者に提示する要求水準書を作成すること。

3) 評価基準書の作成

事業者の提案内容の審査方法及び評価方法について検討し、実施事業者募集に必要な評価基準書を作成すること。評価基準書は、価格要素及び非価格要素により構成するものとし、各要素の評価基準について他事例も考慮して検討すること。

4) 予定価格の検討

基本設計業務の検討結果や他都市等における施設整備事例等に基づき、基幹的設備等改修工事入札に必要な予定価格を検討すること。

5) 基本契約書（案）等の作成

本事業の実施に必要な基本契約書（案）、基本協定書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務契約書（案）を作成すること。

6) 公告等に関する公表資料の作成

公告等を実施するうえで必要となる公表資料を作成すること。

第5節 実施事業者の募集・評価・選定等に関する支援

実施事業者の募集・評価・選定等にあたって必要となる次の支援を実施すること。

- 1) 事業者からの質疑等の整理・回答
- 2) 現場立会説明
- 3) 参加資格審査、取りまとめ
- 4) 提案図書の様式審査、取りまとめ
- 5) 提案図書の技術審査、取りまとめ
- 6) 費用対効果分析の実施及び費用対効果分析書の作成
- 7) その他必要な支援

第6節 事業契約締結に関する支援

選定された実施事業者との協定・契約に係る交渉及び締結に関する支援を行うこと。

第7節 実施事業者選定委員会の運営支援

アドバイザー業務を実施するにあたっては、実施事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に同席し、その運営に係る次の支援を行うものとする。

- 1) 選定委員会資料の作成・進行に関する支援
- 2) 選定委員会及び入札参加審査会での質疑等への対応補助
- 3) 簡易議事録の作成
- 4) その他指示する事項

第8節 庁内法務協議

事業者の募集に作成した契約書等は、当市総務局等でも改めて内容を確認する。受託者は、当市総務局等からの質疑に対し対応を行うものとし、修正等が生じた場合も遅滞なく

行い、公告のスケジュールに支障がでないように留意すること。

なお、チェックを受ける契約書等を次に示す。

- 1) 基本契約書（案）
- 2) 基本協定書（案）
- 3) 建設工事請負契約書（案）
- 4) 運営・維持管理業務契約書（案）

(添付資料 1)

汚泥再生処理センター事業者選定の流れ（総合評価方式）

委員会等 (開催予定)	審査等の対象図書等	委員会の作業	備考
選定委員会※1	・ 入札説明書（案） ・ 要求水準書（案） ・ 評価基準案（案） など公告する図書	意見聴取	
庁内法務協議※2	・ 契約書等（案）	意見聴取・承認	
選定委員会	・ 公告する図書に変更が生じた場合	意見聴取	
入札参加審査会※3	・ 公告する図書一式	審議・承認	本市が実施
【入札公告】（2027年（令和9年）5月予定）			
選定委員会	・ 参加資格審査の結果 ・ 技術提案書とその要約版	結果報告 予備審査	審査結果は 事後報告
入札参加審査会		審議・承認	本市が実施
選定委員会	・ プレゼン・ヒアリング ・ 評価値（除算方式）の結果 ・ 審査講評（案）	質疑・本審査 結果報告 意見聴取	
入札参加審査会		審議・承認	本市が実施
【事業者の選定】（2027年（令和9年）12月議会で契約承認予定）			

【注記】

※1 選定委員会は、事業者選定に伴い作成された各図書への意見や、応募事業者からの技術提案書について審査を行い、入札参加審査会に意見を述べるために有識者2名以上で構成される委員会である。

※2 庁内法務協議は、本市が事業者と締結する基本協定や請負契約、事業契約等のリーガルチェックを目的として弁護士資格等を有する職員で構成するワーキンググループである。

※3 入札参加審査会は、事業者選定に伴い作成された各図書や応募事業者からの技術提案書に対しての、選定委員会からの意見や審査報告を審議し承認を行う委員会である。

設 計 書

福山市

業務名称	福山市汚泥再生処理センター基幹的設備改良工事に伴う発注支援等業務委託								
業務場所	福山市箕沖町107番地2								
設計金額				百万			千		円
業務価格 消費税等相当額									
設計概要	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計業務 ～ 一式 ・アドバイザー業務 ～ 一式 								

集 計 表

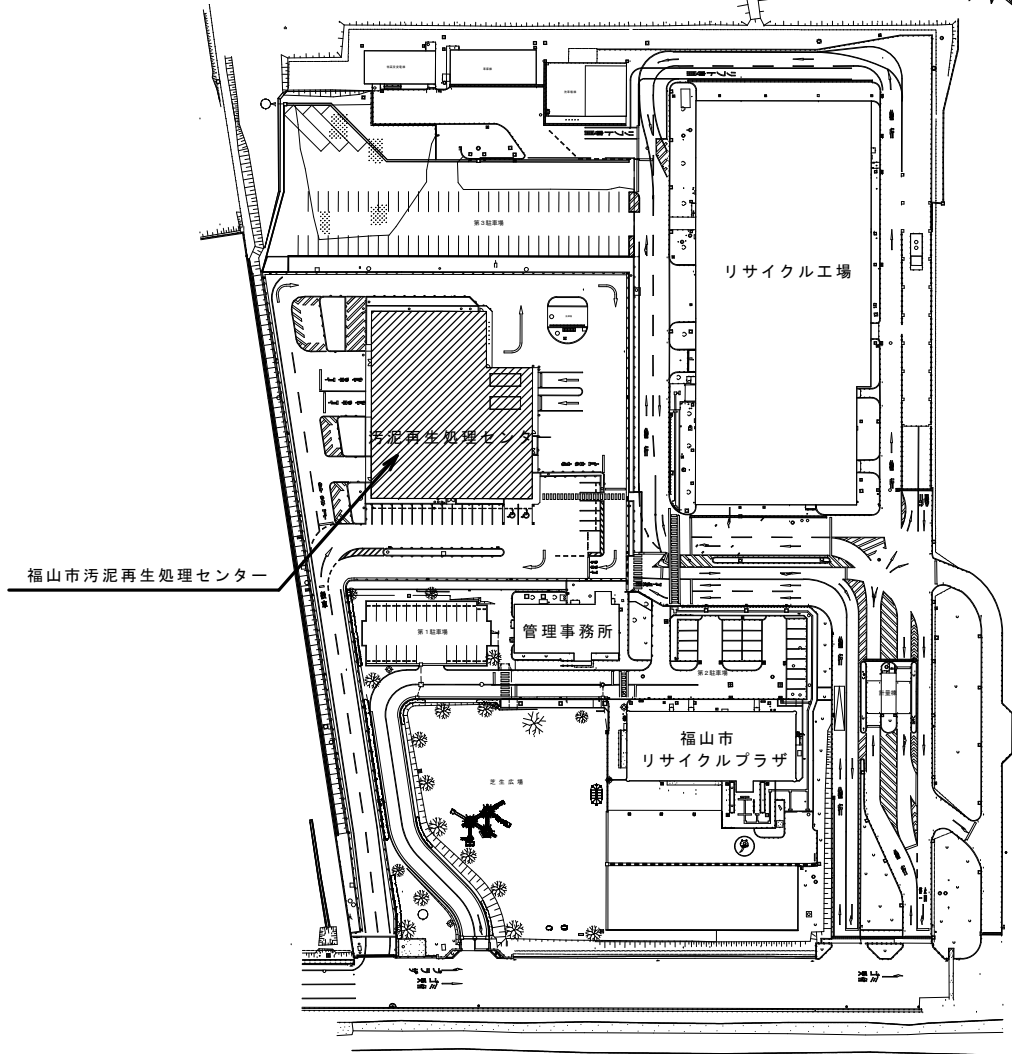
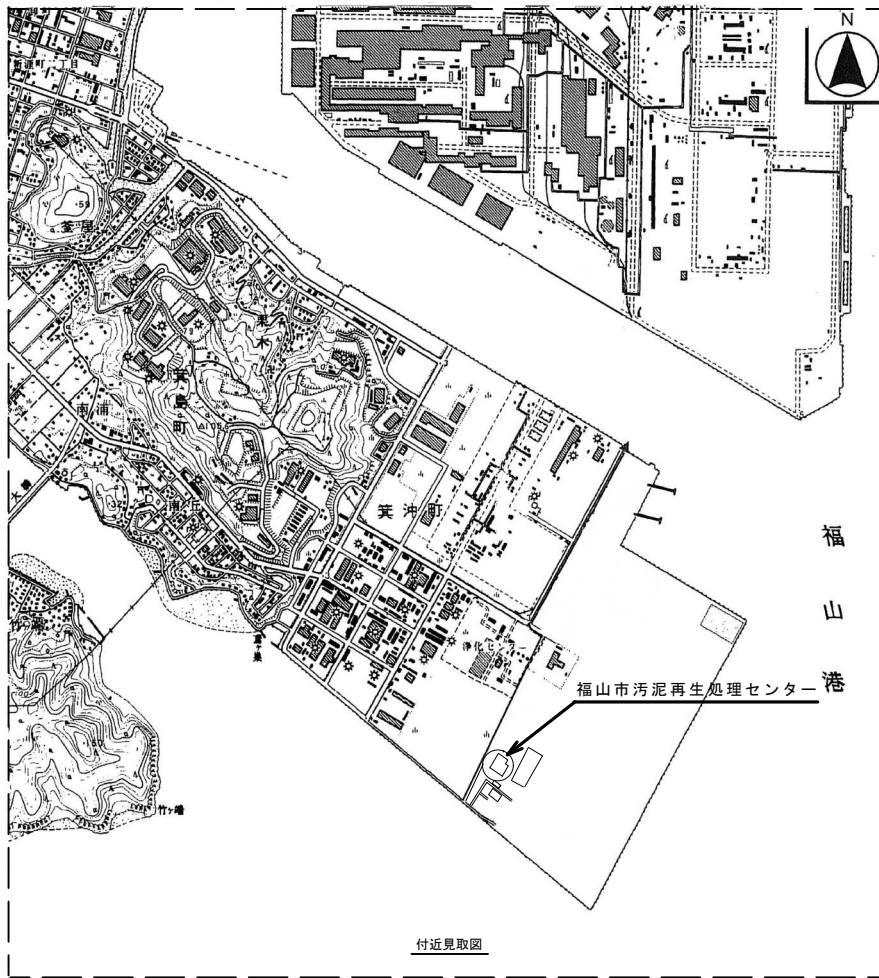
名 称	数 量	単 位	単価(円)	金 額(円)	摘 要
(1) 直接人件費					
2026年度(令和8年度)					
1. 基本設計業務	1	式			内訳書 1-1
2. アドバイザー業務	1	式			内訳書 2-1
2027年度(令和9年度)					
3. アドバイザー業務	1	式			内訳書 2-2
小 計					
(2) 直接経費					
1. 電子成果品作成費	1	式			
2. 旅費交通費	1	式			
小 計					
(3) その他原価	1	式			
(4) 一般管理費等	1	式			
(5) 業務価格計					
消費税等相当額	10	%			
業務委託費					

内 訳 書 2-1


業 務 内 容 2026年度(令和8年度)アドバイザー業務

(1) 直接人件費

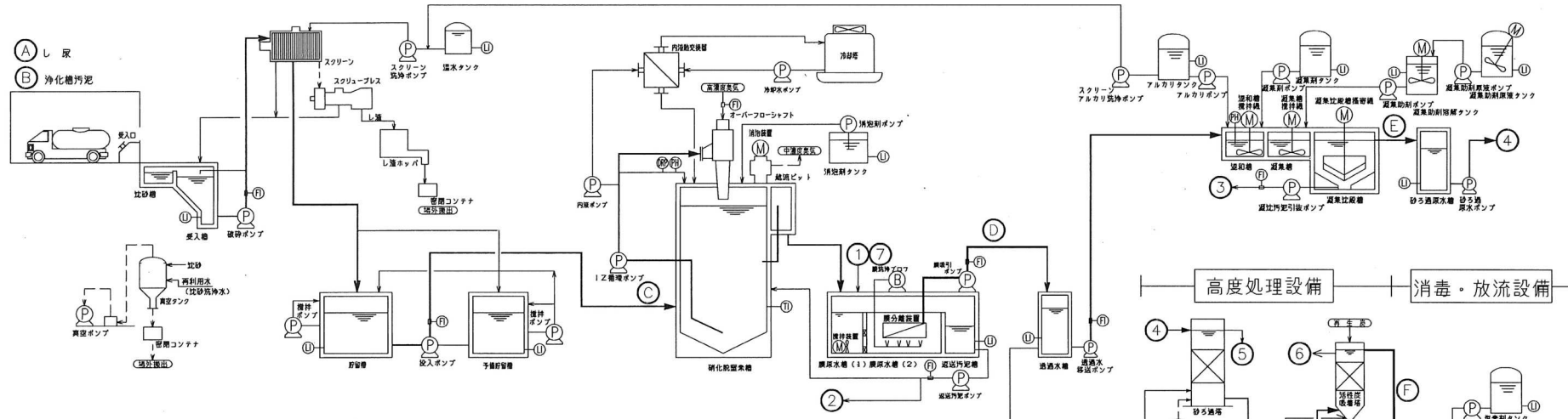
作業内容	職種	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	備考
	単価									
1. 実施方針の公表等に関する支援	一式			1.0	3.0	5.5	7.5		17.0	
2. 特定事業の選定に係る支援	一式			1.0	3.0	4.0	4.5	4.5	17.0	
3. 実施事業者の募集・選定・契約等に関する資料作成	一式			1.5	4.0	8.0	9.0	9.0	31.5	
計				3.5	10.0	17.5	21.0	13.5	65.5	
直接人件費 計										



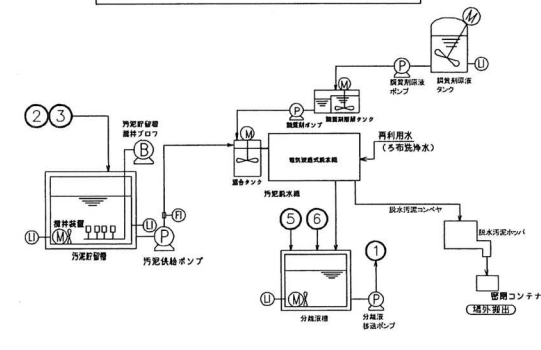
処理方式	
— 水処理設備	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理
— 資源化設備	助燃剤化方式
建屋構造	
— 鉄筋コンクリート造	地下1階、地上2階
— 建築面積	1,809.00㎡
— 延べ床面積	3,516.17㎡

業務名	福山市汚泥再生処理センター基幹的設備改良工事に伴う発注支援等業務委託	作成日	2026年5月	 福山市経済環境局環境部 環境施設課	1 2
図面名称	位置図・付近図	縮尺	S=N.S		

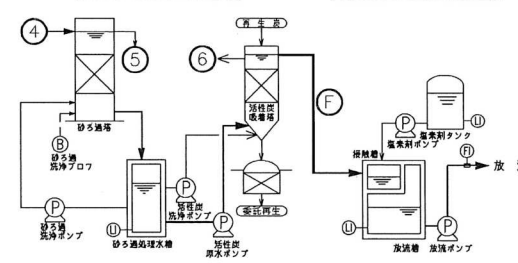
受入・貯留設備 (2系列) | 膜分離高負荷生物脱窒素処理設備 (2系列) | 高度処理設備



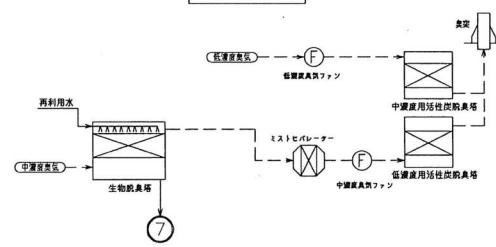
汚泥処理設備 (資源化設備)



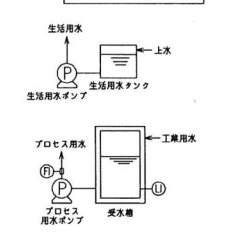
高度処理設備 | 消毒・放流設備



脱臭設備



取排水設備



- 計測記号凡例
- ① 流量計
 - ② 流量計
 - ③ 流量計
 - ④ pH計
 - ⑤ ORP計
 - ⑥ MLSS計
 - ⑦ DO計

物質収支表

項目	pH (-)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	色度 (度)	大腸菌数 (個/ml)	水量 (m ³ /d)
① し尿	7.9	10,000	5,800	11,000	3,300	450	—	—	47
② 浄化槽汚泥	7.2	5,400	5,000	12,000	1,200	190	—	—	15.3
③ 投入水	7.0~9.0	6,172	4,941	11,205	1,613	239	—	—	210
④ 膜出口	5.0~7.0	10	250	1	20	100	—	—	394.0
⑤ 濾過処理後	5.8~8.6	10	80	50	20	1	300	—	301.6
⑥ 活性炭吸着後	5.8~8.6	5	8	5	8	0.5	20	—	250
放流水 (最終値)	5.8~8.6	≦5	≦8	≦5	≦8	≦0.5	≦20	≦100	≦250